
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討（第三者提供価格）

本資料の目的

1. 時価の定義及びガイダンスに関しては、国際的な会計基準との整合性を確保する観点から、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）における時価の定義及びガイダンスに関する内容のうち開発する新基準の範囲に含まれる内容をすべて取り入れることとし、そのうえで実務に配慮することが考えられる項目がある場合には、別途の取扱いの定めを設ける等、当該項目への対応について追加的に検討することとしている。
2. 本資料では、IFRS 第 13 号の内容に加え、実務に配慮することが考えられる項目のうち、第三者から入手した価格を利用する際の評価について審議を行うことを目的としており、第 393 回企業会計基準委員会（2018 年 9 月 27 日開催）及び第 134 回金融商品専門委員会（2018 年 9 月 28 日開催）における審議で聞かれた意見を踏まえ、資料を修正しており、ご意見をお伺いしたい。

第三者から入手した価格を利用する際の評価

（第三者が提供する相場価格が IFRS 第 13 号に従って形成されていると企業が判断していることを必要とすることについて）

3. 第 393 回企業会計基準委員会の審議では、第三者が提供する相場価格の利用について次の提案を行った（詳細は別紙 1 参照）。
 - (1) IFRS 第 13 号に定めるとおり、第三者が提供する相場価格が IFRS 第 13 号に従って形成されていると企業が判断していることを必要とすること。
 - (2) 具体的な実施項目（第 7 項参照）を結論の背景に例示すること。
4. これに対して主に次の意見が聞かれている。
 - (1) ブローカー価格を利用することは企業の業務の効率化やコスト低減に役立っており、結果としてブローカー価格の利用を制限するような基準の改訂には強く反対である。
 - (2) 確認項目の例示について実施が困難なものがあると考えられ、仮にこのような規定を会計基準に取り入れる場合、相応の移行期間が必要となる。

5. 前項(1)の意見については、時価の算定に対して自社にて算定した場合においても、第三者から提供を受けた場合においても、首尾一貫したガイダンスを適用することは情報の比較可能性を高め、有用な情報の提供につながると考えられる。また、第三者提供価格の利用について異なる取扱いとした場合、IFRS 第 13 号を利用している企業の財務諸表との比較可能性を大きく損ねる可能性があるものと考えられるがどうか。
6. これらを踏まえ、本件について新基準を IFRS 第 13 号と整合的とすることが適切と考えられるが、実務上対応するために時間が必要な可能性があるため、適用時期については別途検討を行うこととしてはどうか。

(第三者が提供する価格を利用する際の実施項目の例示)

7. 第 393 回企業会計基準委員会及び第 134 回金融商品専門委員会の審議においては、ブローカー価格に対する実施項目として次を例示することを提案していた。
 - (1) 当該第三者より、時価の算定に用いた評価技法とインプットの内容を入手する。
 - (2) 入手したインプットについて、算定日の市場の状況を表したものであるか、観察可能なものが優先して利用されているかを検討する。
 - (3) 入手した評価技法がそのインプットを十分に利用できる適切なものであるか検討する。
 - (4) 他の複数の第三者から基準に従って算定がなされていると期待される価格を入手し、当該第三者から入手した価格と比較し検討を行う。
 - (5) 当該第三者が過去に提示した価格と事後的に売却などが生じた場合のその出口価格とを比較し、大きな乖離がないか検討を行う (バックテスト)。
8. これに対し、次の意見が聞かれている。
 - (1) 例示として挙げられているブローカー価格に対する実施項目を自ら実施できない場合にブローカー価格を利用していると考えられるため、ブローカー価格の利用者にこのような実施項目を求めても対応ができないのではないか。
 - (2) 実施項目のうち、第 7 項(4)及び(5)は難しいのではないか。特に(4)についてはブローカーとの取引関係が薄い場合に、参照価格を入手する目的だけでブローカーが価格を提示してもらうのは困難であると考えられる。
 - (3) ブローカー価格に対して実施すべき項目を例示することは、1つの目線を提供するという点では有用だが、これをすべて実施しなければならないといったニュアンス

スにならないように、会計基準等に記載すべきである。

9. 第8項(1)の意見に対して、第7項に記載したいずれの例示においても、ブローカー価格の利用者が対応できないのではないかとの意見があったことから、時価算定日の対象商品の情報の入手が困難であっても、別に有している情報を利用し実施することが可能である手続として、以下の例示を追加し、想定される手続の幅を広げることとしてはどうか。

「自社で保有しているかどうかに係らず、基準に従って算定されている類似銘柄（同じアセットクラスであり、かつ同格付銘柄など）の価格との比較を行う。また、過去に基準に従って算定されていると確認した当該金融商品の価格の時系列推移の分析を行うなど商品の性質に合わせた分析を行う。」

10. 第8項(2)の意見に対して、第7項(4)の他の複数の第三者からの価格の入手については、企業とブローカーとの取引関係が薄い場合など他の第三者からの価格の入手が困難なケースがあると考えられるため、複数ブローカーから価格を入手できる場合の取扱いである旨記載を修正することとしてはどうか。また、第7項(5)のバックテストについては、実施が困難だと言う意見が複数聞かれたことから例示からは削除することとしてはどうか。
11. 第8項(3)の意見に対して、例示されている手続について、全てを実施する必要はなく、状況に応じて適切なものを選び実施して行くことが考えられる旨を適用指針の結論の背景に記載することとしてはどうか。
12. 以上をまとめると、実施する項目の例示は以下となる。

- (1) 当該第三者より、時価の算定に用いた評価技法とインプットの内容を入手する。
- (2) 入手したインプットについて、算定日の市場の状況を表したものであるか、観察可能なものが優先して利用されているかを確認する。
- (3) 入手した評価技法がそのインプットを十分に利用できるものであるか確認する。
- (4) 他の複数の第三者から基準に従って算定がなされていると期待される価格を入手できる場合、他の第三者から入手した価格と当該第三者から入手した価格とを比較し検討を行う。
- (5) 自社で保有しているかどうかに係らず、基準に従って算定されている類似銘柄（同じアセットクラスであり、かつ同格付銘柄など）の価格との比較を行う。また、過去に基準に従って算定されていると確認した当該金融商品の価格の時系列推移の分析を行うなど商品の性質に合わせた分析を行う。

(特定のデリバティブ取引に関する一般事業会社の別途の取扱い)

13. 第 393 回企業会計基準委員会及び第 134 回金融商品専門委員会の審議では、一般事業会社には新基準における別途の取扱いとして、例えば、次のすべてを満たす場合、レベル 2 の金融商品については、第三者から入手した価格が新基準に従って形成されているとみなすことができるものとするを提案していた。

(1) 価格を提供する第三者が客観的に信頼性のある者で、企業から独立した第三者であること。

(2) 当該時価の区分がレベル 3 となるか否かの判断が可能な情報(例えば、時価の算定に用いられたインプットが観察不能なものを含むか否か)を第三者から入手できること。

14. これに対し、以下の意見が聞かれている。

(1) 一般事業会社であっても第三者が提供する価格の利用に関するリスクは金融機関と同様であり、取扱いを分けることは適切でない。

(2) 金融機関と一般事業会社を分けることは 1 つの方法であると考えられる。運用上一般的な重要性に判断を委ねると、概して現場では実施しなければならないという判断をせざるを得ないことになる。

(3) 時価情報の提供側の立場から、新基準適用後はより多くの企業から照会が来ることが想定されるため、確認が求められる対象をある程度絞ることが実務上望ましい。

(4) レベル 2 の商品として例示で挙げられている単純な金利スワップについても長期のものについてはレベル 3 の金融商品になり得るため、慎重に記載する必要があると考えられる。

別途の取扱いを認める対象企業

15. この別途の取扱いは IFRS 第 13 号と整合しないものであることから、比較可能性を損なわせないために、その適用の範囲を限定することが適当であると考えられる。ここで、金融商品を多数保有する金融機関においては、これまで国際的な会計基準における取扱いとの差異が生じ、比較可能性が損なわれているとの意見が聞かれており、新基準において、別途の取扱いを設けることについて慎重に対応すべきであると考えら

れる。

16. 一方、一般事業会社においては、評価技法が複雑でないデリバティブであっても第三者からの提供価格が広く利用されていると考えられ、当該商品に対し別途の取扱いを定めることで、新基準を採用する際に、比較可能性を損なわずにコストの大幅な増加を抑制することができる可能性がある。
17. したがって、当該別途の取扱いは一般事業会社においてのみ適用することとし、金融機関には適用しないこととしてはどうか。

上記の別途の取扱いを認める取引

18. 第14項(4)に記載している別途の取扱いの対象にレベル3の商品を含まないようにすべきとの意見に対して、利用されているインプットが観察可能なものであることが容易に分かり、レベル2に属すると認められる特定のデリバティブ取引を別途の取扱いの対象とすることで、レベル2の商品であるかレベル3の商品であるか判断の余地が生じるような商品については別途の取扱いの対象としないと明示することとしてはどうか。
19. また、その際に、評価技法が複雑でなく、金利や為替などのインプットと算定される価格との関係が直接的であるため、公表されているインプットの契約時からの推移と価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合に限って、新基準が求める算定日における観察可能なインプットが用いられているとみなしても差し支えないとしてはどうか。

まとめ

20. 第15項から第19項の検討から、一般事業会社について、レベル2に属すると認められる以下の特定のデリバティブ取引について、その第三者が客観的に信頼性のある者で企業から独立した者であることを確認したうえで、公表されているインプットの契約時からの推移と価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合は、その第三者から提供された価格を時価とみなすことができるとする別途の取扱いを設けてはどうか。
 - (1) インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である、同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ(いわゆるプレーン・バニラ・スワップ)

(2) インプットである所定の通貨の先物為替相場がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である為替予約

21. なお、オプションを含むような取引については、利用されるボラティリティの種類によってレベル3になりうると考えられるため、金利と為替相場以外のインプットを利用する余地のある取引は、前項(1)(2)には含めないこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

以下の点について、ご質問又はご意見をいただきたい。

- ブローカー価格を利用する際の条件を IFRS 第 13 号と整合的にすることについて。
- 第 12 項の(1)から(5)の実施項目の例示を適用指針の結論の背景に記載することについて。
- 金融機関に対しては原則通りの対応を求めるが、一般事業会社に対しては、その例外として、特定のデリバティブ取引を示したうえで、価格を提供する第三者が客観的に信頼性のある者で企業から独立した者であることを確認し、公表されているインプットの契約時からの推移と価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合は、その価格を時価とみなすことができるとする別途の取扱いを定めること。

以上

別紙1 第三者から入手した価格を利用する際の評価 第134回金融商品専門委員会及び第393回企業会計基準委員会の分析及び提案

1. IFRS 第13号では、第三者が提供する相場価格を企業が使用することを妨げないが、以下とされている。
 - (1) 当該第三者が提供する相場価格が IFRS 第13号に従って形成されていると企業が判断していることが条件である (IFRS 第13号 B45 項)。
 - (2) 資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合には、第三者が提供する相場価格が秩序ある取引を反映した現在の情報又は市場参加者の仮定を反映した評価技法を用いて形成されているかどうかを評価しなければならない (IFRS 第13号 B46 項)。
 - (3) インプットとしての相場価格のウェイト付けを行う際には、相場の性質 (例えば、その相場が参考価格なのか拘束力のあるオファー価格なのか) を考慮に入れなければならない、第三者が提供する相場のうち、拘束力のあるオファー価格を表すものはウェイトを高くする (IFRS 第13号 B46、B47 項)。
 - (4) なお、IFRS 第13号において第三者が提供する価格が基準に従って形成されているかの確認を行う際に、その価格の再計算を求めるような規定は存在しない。
2. 日本基準においても、金融商品実務指針で定める時価の算定方法等に準拠して入手又は算定された時価の提供を受けることが、それらに基づき金融商品の評価及び会計処理を行いうることの前提条件であるとされているが、一方で、金融商品実務指針第257項及び第259項¹にあるようにブローカー自身の属性に焦点が当てられる記載や金融商品 Q&A の Q15 にあるように提供された時価が基準で定める算定方法等に基づく時価と異なっても、時価としての妥当性を欠くとの明白な根拠がなければ時価として利用できるという取扱いがあるなど、第三者がどのようにその価格を算定したかの確認の程度への要求水準を下げている定めが存在する。
3. IFRS 第13号のとおりの規定を導入することに対し、第392回企業会計基準委員会及び第133回金融商品専門委員会の審議では、現状では自社による時価の算定が困難であるためブローカー価格を利用しているが、その価格が基準に従って形成されていることを判断する場合、ブローカー価格を利用する意義がなくなるとの意見が聞かれ、

¹ ここでは、ブローカーは客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であることが必要であり、ブローカーの価格形成においてある一部の投資家の影響を強く受けている可能性やそのブローカーの都合が介在している可能性についても留意する必要があるとされている。

また、その内容の検証として何をどこまで実施すれば良いのか分からない中、その検証に大きなコストが生じる恐れがあるとの理由で、強い反対意見が聞かれた。また、他にも仮に金融機関に対して別途の取扱いを定めないのであれば、ブローカー価格が新基準に沿って算出されていることの企業の判断について目線や例示等を示すべきとの意見があった。

4. 前項の意見に対応するためには、第三者から入手した価格が会計基準に従って算定されたものであると判断する際には、通常、企業は以下のような確認を実施することが考えられ、その旨を結論の背景に例示してはどうか。なお、以下の(1)から(5)のうちどの項目の確認を実施するか、各々の項目についてどの程度確認するかについては、保有する金融商品の金額の重要性、複雑性も含めた性質等によることになると考えられる。
 - (1) 当該第三者より、時価の算定に用いた評価技法とインプットの内容を入手する。
 - (2) 入手したインプットについて、算定日の市場の状況を表したものであるか、観察可能なものが優先して利用されているかを検討する。
 - (3) 入手した評価技法がそのインプットを十分に利用できる適切なものであるか検討する。
 - (4) 他の複数の第三者から基準に従って算定がなされていると期待される価格を入手し、当該第三者から入手した価格と比較し検討を行う。
 - (5) 当該第三者が過去に提示した価格と事後的に売却などが生じた場合のその出口価格とを比較し、大きな乖離がないか検討を行う（バックテスト）。
5. 次に、第三者の価格の利用について一般企業に別途の取扱いを定めるかの検討について、第392回企業会計基準委員会及び第133回金融商品専門委員会の審議における事務局からの提案に関しては、導入に困難さがある点は金融機関も同様であるという意見や重要性の問題であり実務で対応すべき内容であるという意見が多く聞かれた。一方で、金融機関に対してより高い期待があることは理解しており、一般事業会社に対し配慮が必要であることに同意するとの意見も聞かれた。
6. これらの意見を踏まえて再検討した結果、以下を理由として、一般事業会社に対してその保有するレベル3の金融商品については別途の取扱いを定めないが、ブローカー価格を利用しうるレベル2の金融商品については、例えば、当該第三者が客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であること、また、時価の区分がレベル3となるか否かの判断が可能な情報を第三者から入手できることを条件として、第三者から入手した価格が新基準に従って形成されているとみなすことができるものとする

ことが考えられる。

- (1) 新基準では一般事業会社が IFRS 第 13 号の開示項目を開示することの有用性とコストのバランスを検討した結果として、適用対象金融商品を貸借対照表上で時価評価されるレベル 3 の金融商品とすることを提案している。ここで、レベル 2 の商品についてもその価格が新基準に従って形成されているとの判断を実施すると、レベル 1 及び 2 の開示を免除したことと整合しないこととなる。
 - (2) レベル 2 の金融商品として観察可能な市場データに裏付けられるインプットを用いた金融商品（例として単純な金利スワップや先物為替予約があげられる。）については、通常、重要なインプットは全て観察可能であり、第三者による見積りの余地が少ないと考えられる。よって、その評価技法が十分なデータを利用できるものか、また、インプットを改めて算定日の市場を反映した優先順位が高いものから使用しているかを確認する必要性に乏しいと考えられる。
7. また、これまでの審議において一般事業会社に別途の取扱いを認める場合、金融機関も同様になるのではないかという意見も聞かれたが、一般論として以下の点で、金融機関と一般事業会社とでは置かれた環境が異なり、時価の検証体制に求められる精度やレベル 2 の金融商品に対して第三者から入手した価格を利用する必要性が異なるため、金融機関には別途の取扱いを定めることは適切ではなく、当該別途の取扱いを定めないことが考えられる。
- (1) 多くの金融機関は金融商品の運用をその事業目的として実施しており、その時価の検証は事業において非常に重要な業務とされていること。また、監督当局による検査や外部監査においてもそれらの体制の整備が検討されていること。
 - (2) 第 28 項の別途の取扱いの対象となっているレベル 2 の金融商品として例示される単純な金利スワップや先物為替予約等は、金融機関においては自社で時価の算定がなされていることが多いと考えられる。
8. 以上から、第三者から入手した価格を利用する際の用いられた評価技法とインプットが算定日の市場の状況を表すものであるかどうかの確認に関して、金融機関（及び一般事業会社において金融業を営む子会社）に対しては別途の取扱いを定めず、一方、一般事業会社には新基準における別途の取扱いとして、例えば、次のすべてを満たす場合、レベル 2 の金融商品については、第三者から入手した価格が新基準に従って形成されているとみなすことができるものとする別途の取扱いを定めることが考えられるかどうか。
- (1) 価格を提供する第三者が客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であること。

- (2) 当該時価の区分がレベル3となるか否かの判断が可能な情報(例えば、時価の算定に用いられたインプットが観察不能なものを含むか否か)を第三者から入手できること。

ディスカッション・ポイント

第三者から入手した価格を利用する際の評価に関して金融機関（及び一般事業会社において金融業を営む子会社）に対しては別途の取扱いを定めないが、一般事業会社に対しては別途の取扱いを定めることが考えられるかどうか、ご質問又はご意見を頂きたい。

以上

別紙2 第三者から入手した価格を利用する際の評価**(第134回金融商品専門委員会及び第393回企業会計基準委員会において聞かれた意見)**

1. 第393回企業会計基準委員会において、以下の意見が聞かれている。
 - (1) ブローカー価格の利用に対する要求事項を厳格化することに強く反対である。ブローカー価格を利用することは企業の業務の効率化やコスト低減という観点で役立っていると考えている。このような企業努力を禁止するような基準の改訂は改悪と言わざるを得ず、国際的な整合性を取るとしたとしても取り込むべきではないと考えられる。また、例示として挙げられているブローカー価格に対する確認実施項目について実施な困難なものがあると考えられる。仮にこのような規定を会計基準に取り入れるのであれば相応の移行期間が必要となる。一般事業会社においてもブローカー価格の利用によるリスクは同様であるため、ブローカー価格の取扱いについて、金融機関と一般事業会社を会計基準上でルールとして分けるということについても反対である。
 - (2) 例示として挙げられているブローカー価格に対する確認実施項目については、このような確認を自ら実施できない場合にブローカー価格を利用していると考えられるため、ブローカー価格の利用者にこのような確認項目を求めても対応ができないのではないかと考えられる。
 - (3) 確認実施項目のうち、特に別紙1第4項の(4)及び(5)は難しいのではないかと。特に、(4)についてはブローカーとの取引関係が薄い場合に、参照価格を入手する目的だけでブローカーが価格を提示してもらうのは困難であると考えられる。
2. 第134回金融商品専門委員会において、以下の意見が聞かれている。
 - (1) IFRSや米国会計基準の実務が少ないため、業界全体としてこのようなブローカー価格に対する追加の検証を要求されることに不安を感じている。今回示していただいたようなブローカー価格に対して実施すべき検証項目の例示は、1つの目線を提供するという点では有用だが、これをすべて実施しなければならないといったニュアンスにならないように、会計基準等に記載する際には配慮いただきたい。
 - (2) 一般事業会社に配慮するという点自体は同意する。ただし、金融機関との差は明確にできるものではなく、実務上、重要性の判断の中で取扱うべきであり、会計基準に明示的に記載するべきものではなく、記載するとしても結論の背景等に考え方を示すことが考えられる。
 - (3) 日本証券業協会では過去に時価情報提供基準を定めたものの、近年では時価情報の透明性が要求されるようになり、当社では当該基準を超えた詳細な情報を提供

している。ブローカーからは以前と比較して様々な情報が提供されるようになってきており、取引当事者であるブローカーであれば、評価技法やインプットに関する情報は顧客に提供可能であると考えられる。会計基準では、もともとブローカー価格を利用する場合であっても、その利用責任は企業にあるとされている。今回の新しい会計基準によりブローカー価格に関する規定が厳格化されることによって、ブローカーから必要な情報が提供され、企業側の利用責任が実効性のあるものに成熟していくものと考えられる。また、一般事業会社の中には時価を自ら算定している企業もあると考えられることから、一般事業会社と金融機関を分けて一般事業会社に対して別途の規定を設けるのではなく、時価情報の算定を日々行っていない企業に対して別途の規定を当面の間は認めるということにしてはどうかと考えられる。

- (4) 一般事業会社に対して別途の取扱いを定める必要はないと考えており、レベル3の金融商品に関しては別途の取扱いを定めないという点には賛成である。またブローカー価格に対する検証方法の例示は有用であると考えられる。一方、一般事業会社に関するレベル2の金融商品に関しては、金利スワップや為替予約に関してはIFRS第13号で求められている程度の検証は、作成者の実務として通常実施しているという理解である。
- (5) 時価情報の提供側の立場から申し上げますと、IFRS任意適用企業と思われる先から、提供価格について照会を受けることがある。仮に日本基準にブローカー価格の検証についての要求事項を導入した場合には、より多くの企業から照会が来ることが想定されるため、要求事項を適用する対象をある程度絞ることが実務運用上は望ましいと考えている。また、一般事業会社のレベル2の金融商品については当該要求事項を求めないとした場合に、例えば例示で挙げられている金利スワップについても長期のものについてはレベル3の金融商品にもなり得るため、慎重に記載する必要があると考えられる。
- (6) 事務局の提案に賛成であり、ある程度一般事業会社は取扱いを変えたほうがよいと考えている。比較的余力のあるIFRS任意適用企業でさえも、ブローカー価格に対する検証には苦勞している中で、上場会社のすべてを対象とした場合には、対応に困難を極める企業が多く出てきてしまうことが懸念される。そのうえで、提示されているブローカー価格の検証例に関しては、特に複数の第三者からの価格の入手やバックテストなどはかなり難しいのではないかと考えられる。
- (7) 金融機関と一般事業会社を分ける方法は1つの方法であると考えられる。運用上の基準が何も示さず一般的な重要性に判断に委ねると、概して現場では実施しなければならぬという判断をせざるを得ないことになりかねない。また、レベル2

とレベル 3 の金融商品で対応を変えるということに実行可能性があるかどうかは慎重に判断する必要があると考えられる。

- (8) 金融機関と一般事業会社は分けるべきではないと考えている。会計基準で記載すべきものではなく、実務の中で判断されていくべきものとする。また、ブローカー価格に対する検証項目の例示にあるバックテストの説明については「検証」であると考えられるため、表現を見直すべきである。

以上